住所　茨城県水戸市笠原町1029番地２
　李炳昌　昭和43年９月６日生
　李京愛　昭和47年６月17日生
　李有稀　平成９年９月11日生
　李純輝　平成11年４月29日生
　李尙圭　平成15年１月30日生
住所　岡山市北区桑田町３番11号
　金滝一　昭和47年10月26日生
　韓千晴　昭和52年４月24日生
　金実　平成21年３月11日生
住所　広島市中区堺町２丁目５番12―502号
　文晶　昭和56年６月21日生
住所　京都府城陽市平川鍛治塚31番地37
　尹香乃　昭和54年９月12日生
住所　京都府宇治市宇治戸ノ内85番地20
　林華香　昭和59年10月25日生
住所　京都市南区東九条室町58番地
　姜聲秀　昭和32年10月15日生
　長谷川久子　昭和33年１月19日生
　姜美沙　昭和61年９月16日生
　姜慶求　平成３年１月13日生
住所　京都市右京区梅津上田町34番地11
　鄭鳳雲　昭和18年１月13日生
　崔栄子　昭和22年２月10日生
　鄭和美　昭和47年６月15日生
　鄭春英　昭和50年３月14日生
住所　京都市西京区御陵大枝山町３丁目17番地21
　鄭博司　昭和46年３月28日生
　金尙代　昭和48年10月14日生
　鄭曖　平成17年10月２日生
　鄭憲吾　平成20年２月28日生
住所　滋賀県守山市立田町1242番地23
　安龍奎　昭和51年５月21日生
住所　滋賀県草津市草津３丁目14番23号
　イトゥリフ・マバライ・マツモト　昭和23年５月18日生
住所　神戸市西区丸塚１丁目24番１号
　グトン・ティ・ジュ　昭和61年６月20日生
住所　大阪府枚方市田口山３丁目19番１―211号
　李守珩　昭和44年12月13日生
住所　堺市堺区北三国ヶ丘町１丁１番62号
　全莫夫　昭和29年９月25日生
住所　大阪市此花区西島３丁目15番39―803号
　劉爾群　昭和42年７月８日生
　李夢婷　平成２年４月13日生
住所　大阪府大東市赤井１丁目８番１号
　吳英雄　平成２年５月３日生
住所　大阪市都島区大東町２丁目14番３号
　吳吉順　昭和30年１月５日生
　玄直俊　昭和54年３月19日生
　玄俊子　昭和57年８月５日生
住所　大阪市西成区天下茶屋２丁目８番６号
　イメルダ・バウチスタ・マツシマ　昭和33年６月15日生
住所　大阪府高槻市神内２丁目３番13号
　李斗順　昭和２年10月14日生
住所　大阪府三島郡島本町桜井１丁目11番20号
　鄭蓮花　昭和22年６月30日生
住所　茨城県北茨城市中郷町粟野248番地２
　ヤヴァルヴ・カズオ・カシワギ　昭和57年８月８日生
住所　千葉県佐倉市本町31番地１
　レスター・ジョン・マグロユアン　平成11年６月11日生
住所　東京都練馬区東大泉４丁目10番22―301号
　蔡金岑　平成11年２月13日生
住所　東京都練馬区中村北４丁目２番12―501号
　陳嵐　昭和47年１月20日生
住所　茨城県猿島郡境町大字浦向297番地27
　李友博　昭和54年12月12日生
住所　茨城県猿島郡境町大字浦向297番地27
　李倞子　昭和56年10月８日生
住所　東京都杉並区方南１丁目50番23号
　吳旭　昭和42年６月19日生
　張惠婷　平成７年５月20日生
住所　東京都葛飾区西亀有４丁目13番15号
　韓京子　昭和45年３月６日生
住所　千葉県市原市西広４丁目１番地７
　金鍾今　昭和28年１月５日生
住所　三重県桑名市大字安永1506番地３
　鄭秀夫　昭和28年３月27日生
　朴蓉子　昭和30年４月28日生
　鄭君樹　昭和56年12月５日生
　鄭久倫　昭和60年12月18日生
　鄭千夏　昭和62年６月16日生
住所　愛知県弥富市鯏浦町南前新田81番地４
　鄭静子　昭和30年４月５日生
住所　埼玉県草加市金明町1344番地14
　宋京學　昭和48年11月26日生
住所　東京都足立区椿２丁目11番10号
　康忠行　昭和55年11月20日生

○外務省告示第五百九号

　平成二十二年十一月二十三日にビクトリア で、株式会社日本政策金融公庫・国際協力銀行 と ルクセンブルク共和国政府との間に行われた 、債務救済措置（債務繰延方式、債務支払猶予方式及び債務免除方式）に関する次の書簡の交換がセーシェル共和国政府との間に行われた。

　平成二十二年十二月十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

（日本側書簡）

（訳文）

　書簡をもって啓上いたします。本使は、二千九年四月十六日にパリで開催された セーシェル共和国政府の代表者とセーシェル共和国政府の代表者との間の協議において到達した結論に基づき日本国政府の代表者とセーシェル共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有しますことになる。

１　債務繰延方式、債務支払猶予方式及び債務免除方式による債務救済措置が、株式会社日本政策金融公庫・国際協力銀行（以下「ＪＢＩＣ」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

２(1)　繰り延べられる債務は、セーシェル共和国政府がＪＢＩＣに対して負う次の債務から成る。

　アンタイド・ローンの供与に関してセーシェル共和国政府と日本輸出入銀行（以下「輸銀」という。）との間で二千八年十二月三十一日より前に締結された借款契約に基づいて支払われるべき債務（以下「繰延債務」という。）は、次のとおりである。

　二千八年十月三十一日以前に弁済期限の到来した未払の元本及び契約上の利子（遅延利子を含む。）の百パーセント（それらの内訳は、十億三百五十八万四千八百一円（一、〇〇三、五四、八〇一円）になる。）の二ロンドン銀行営業日前に決められる。

(2)　繰延債務に対する利子率は、日本円預金に対する適用可能なロンドン銀行間取引金利（以下「ＬＩＢＯＲ」という。）（六箇月の貸出しに適用されるる金利）に年〇・五パーセントを加えたものとする。利子率は、毎年六月三十日及び十二月三十一日の各々の利子期日から適用される。

(3)　繰延債務に対して二千九年七月一日から二千九年十二月三十一日までの間（両期日を含む。）に課される利子の百パーセントは、(2)に規定する支払計画に従って二千十四年六月三十日に支払われる。

３　債務繰延べの条件は、セーシェル共和国政府とＪＢＩＣとの間で締結される債務繰延契約であって、なかんずく次の原則を含むものにおいて規定される。

(1)　繰延債務の各々は、この書簡の附属書Ⅰに掲げる支払計画に従って二千十三年十二月三十一日に始まる二十八回の半年賦払によって支払われる。

(2)　繰延債務に対する利子率は、日本円預金に対する適用可能なロンドン銀行間取引金利（以下「ＬＩＢＯＲ」という。）（六箇月の貸出しに適用される金利）に年〇・五パーセントを加えたものとする。利子率は、毎年六月三十日及び十二月三十一日の各々の利子期日から適用される。

４(1)　３(1)に規定する債務繰延べの条件にもかかわらず、当該条件に基づいて支払われるべき次の債務（以下「支払猶予債務Ⅰ」という。）は、(2)に規定する支払計画に従って二千十三年十二月三十一日に支払われる。

(2)　支払猶予債務Ⅰの総額は、この書簡の附属書Ⅱに掲げる支払計画に従って二千十四年六月三十日に支払われる利子の百パーセント

(3)　箇月の貸出しに適用される金利）に年〇・五パーセントを加えたものとする。

５(1)　３に規定する債務繰延べの条件にもかかわらず、当該条件に基づいて支払われるべき次の債務（以下「支払猶予債務Ⅱ」という。）は、(2)に規定する支払計画に従って二千十四年六月三十日に支払われる利子の百パーセント

(a)　わる。

　繰延債務に対して二千九年七月一日から二千九年十二月三十一日までの間（両期日を含む。）に課される利子の百パーセントの結果として、次の債務（以下「支払猶予債務Ⅱ」という。）は、(2)に規定する支払計画に従って支払われる。

(a)　繰延債務に対して二千九年七月一日から二千九年十二月三十一日までの間（両期日を含む。）に課される利子の百パーセントの結果として、次の債務（以下「支払猶予債務Ⅱ」という。）は、(2)に規定する支払計画に従って支払われる。